

第 1 5 2 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 5 年 1 0 月 1 8 日 (水) 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 5 年 1 0 月 1 8 日 (水) 午前 9 時 4 3 分
- 3 閉会の日時 令和 5 年 1 0 月 1 8 日 (水) 午前 1 0 時 3 3 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 1 0 名 欠席 0 名

	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
会長 (1)	浮田 孝允	出	5	岡本 岩男	出
職務代理者 (7)	岸本 博	出	6	奥田 哲也	出
2	大森 美也子	出	8	串田 修	出
3	大森 勇二	出	9	今東 徳雄	出
4	岡本 五樹	出	1 0	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 原 始禧
 東区協議会長 岡崎 章二
 事務局 担当局長 佐古 和之 総務・農政担当課長 菱川 真輔
 農地担当課長 竹田 了久 農地担当課長補佐 逢坂 篤之
 主査 浦上 和彦 農地担当係長 藤村 博之
 主任 安立 麻以子

7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 (3) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
 (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定)
 (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の移転)
 (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定及び転貸)
 (7) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
 (2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届について
 (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 (4) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

申請等 (1) 農政関係等について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

4番 岡本 五樹

8番 串田 修

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第152回岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は0名です。

本日の議事録署名委員を指名します。

4番 ^{おかもと}岡本 ^{いつき}五樹 委員、8番 ^{くしだ}串田 ^{おきむ}修 委員 にお願ひします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

浦上主査 議案の訂正はありません。

また、9月に転用許可の議決をした案件のうち、中区長利の露天駐車場を目的とする案件は、面積が3,000㎡を超えていましたので、9月28日に県農業会議に諮問し、許可相当との答申がありましたことを報告します。ただし、本件は、同時申請の埋立許可を待っているところです。以上です。

議長 それでは申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

安立主任 1ページ1番、増反による所有権移転です。受人は現在、約3.1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 1番について、中区協議会の協議の様様を原協議会長さん、ご報告お願いします。

原推進委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっております。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

浦上主査 1ページ2番、増反(受贈)による所有権の移転です。受人は現在、約4.4アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、4番は、同じ地域で、譲渡人が同一のため、併せて説明します。3番は増反、4番は増反(受贈)による所有権移転です。

3番、受人は現在、約1.7ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。

4番、受人は現在、約2.9アール耕作しており、非耕作地はありません。

いずれも取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、増反（受贈）による所有権の移転です。受人は現在、約87アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、増反による所有権の移転です。受人は現在、約67アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、増反による所有権の移転です。受人は現在、約98アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、11番は、同じ地域で、譲受人が同一のため、併せて説明します。いずれも増反による所有権移転です。

受人は現在、約38アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、増反（受贈）による所有権の移転です。受人は現在、約61アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、増反による所有権の移転です。受人は現在、約10ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ13番、増反（受贈）による所有権の移転です。受人は現在、約94アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべ

て満たしていると考えます。

15番、新規農による所有権移転です。適格法人の要件を満たす見込みであること、また、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもっても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、譲受人と譲渡人とは共同経営のため、20年間の使用貸借権を設定しようとするものです。受人は現在、約71アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもっても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、増反による所有権の移転です。受人は現在、約16ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもっても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

- 議 長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。
- 岡崎推進 2番から17番までの16件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可
委 員 意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。
- 議 長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。
- 全 員 ありません。
- 議 長 それでは、申請等（1）は、1番から17番までの17件を許可と決定してよろ
しいか。
- 全 員 よろしい。
- 議 長 それでは、そのように決定します。
- 次に、申請等（2）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入
ります。事務局から中区の説明をお願いします。
- 安立主任 3ページ1番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断
され、転用目的は露天駐車場に貸借権を設定します。現在一時転用中の案件です。
- 受人は中区江崎で運送業を営む法人ですが、需要の増加に伴い社員及び大型車の
駐車場が不足したため、令和2年9月18日付で、農地法第5条一時転用許可を受
けています。現在まで露天駐車場として使用していますが、許可期間の満了に伴い、
引き続き露天駐車場として利用するため永久転用許可を受けるものです。
- 農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、
一般基準上も問題ないと考えます。
- 2番から13番は敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。
- 申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、
転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。
- 2番、受人は現在、中区平井三丁目の借家に家族3人で居住していますが、家財
道具が増えて手狭になったため、夫の勤務先及び実家に近い申請地に自己専用住宅

を建築しようとするものです。

3番、受人は現在、中区藤原西町二丁目の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、現居住地に近く、妻の勤務先にも近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

4番、受人は現在、中区高屋の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、現居住地に近く、夫の勤務先にも近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

5番、受人は現在、中区今在家の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、現居住地に近く、子どもの通う保育園にも近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

4ページ6番、受人は現在、中区中井三丁目の県公舎に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、夫の実家と夫の勤務先までの距離が現居住地と同等で、変わらず生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

7番、受人は現在、井原市木之子町の県公舎に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、夫の実家に近く、子育ての協力が得られる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

8番、受人は現在、中区祇園の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、現居住地に近く、夫の実家にも近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

5ページ9番、受人は現在、中区今在家の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、現居住地に近く、妻の実家にも近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

10番、受人は現在、南区新保の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、妻の勤務先に近く、子どもの通う保育園にも近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

11番、受人は現在、中区原尾島四丁目の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、夫婦それぞれの勤務先に近く、通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

6ページ12番、受人は現在、北区宿の宿舎に家族5人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、現居住地に近く、夫の勤務先にも近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

13番、受人は現在、北区原の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、現居住地と妻の勤務先に近く、また、夫の実家までの距離が現居住地と同等でお互いに協力し合える申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、令和5年9月20日付で農振除外済みの案件です。

申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、中区中島の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、夫の実家及び勤務先に近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、17番は敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

15番、受人は現在、中区福泊の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い手狭になったため、夫の勤務先及び実家に近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

17番、受人は現在、北区野田五丁目の持ち家に家族5人で居住していますが、孫の成長に伴い手狭になったため、父の勤務先に近く、また、子の勤務先へもアクセスしやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は売却します。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、令和5年9月20日付で農振除外済みの案件です。

申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、中区清水一丁目の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、妻の実家に隣接し子育ての協力が得られる妻の父所有の申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を原協議会長さん、ご報告をお願いします。

原推進委員 1番から17番までの17件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、東区の説明をお願いします。

浦上主査

7 ページ 18 番、令和 5 年 3 月 30 日付で農振除外済みの案件です。

申請地は農地の広がり が 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、中区江並の借家に家族 3 人で居住していますが、子どもの成長に伴い手狭になったため、実家に近く、共働きのため子育ての協力を得られやすい母所有の申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

19 番、令和 5 年 9 月 20 日付で農振除外済みの案件です。

申請地は農地の広がり が 10 ヘクタール以上の 1 種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、東区寺山の実家に、両親と祖母、夫婦と子ども 1 人の 6 人で居住していますが、子どもの成長と家財道具の増加で手狭になったため、実家に隣接し、子育ての協力を得られやすく、将来の親の介護においても面倒を看やすく、実家の農業の手伝いをしやすい父所有の申請地に分家住宅を建築しようとするものです。

1 種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父所有の土地で代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20 番、申請地は農地の広がり が 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は自動車修理工場で所有権を移転します。

受人は、東区可知五丁目に本社を置き、運輸業を営む法人ですが、申請地付近に顧客が多く、周辺に自動車修理工場がないため不便で、顧客からの需要が見込まれることから、当該法人の営業所に隣接し、国道にもアクセスしやすい申請地に自動車修理工場を建設しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議 長

東区協議会の協議の様様を岡崎協議会長さん、ご報告お願いします。

岡崎推進
委 員

18 番から 20 番までの 3 件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長
全 員

協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

ありません。

議 長

それでは、申請等（2）は、1 番から 20 番までの 20 件を許可と決定してよろしいか。

全 員
議 長

よろしい。

それでは、そのように決定します。

次に、岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定について、申請等（3）所有権の移転、

(4) 利用権の設定、(5) 利用権の移転、(6) 利用権の設定及び転貸を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

安立主任

今回の利用集積計画について説明します。別冊議案をご覧ください。

申請等(3)の所有権の移転については、東区分で1ページ1番から4番までの4件です。農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、1番、2番は農地の所有者から財団へ、3番、4番は財団から担い手への所有権移転です。中区案件はありません。

申請等(4)の利用権の設定については、中区は2ページ1番から11番までの11件、東区は3ページ1番から28ページ227番までの227件です。

申請等(5)の利用権の移転については、中区は29ページ1番、2番の2件、東区は30ページ1番の1件です。現在の借受人(耕作者)の利用権を、新たな借受人(耕作者)へ移すものです。契約期間は当初のままとなります。

申請等(6)の利用権の設定及び転貸については、中区は31ページ1番から34ページ17番までの17件、東区は35ページ1番から40ページ24番までの24件で、農地中間管理機構が貸付希望の農家の農地に中間管理権を設定し、同時に耕作者へ転貸する形の利用集積計画です。

別に配布しています、利用集積集計表をご覧ください。申請等(3)所有権の移転を除く、申請等(4)、(5)、(6)を合計したものです。

岡山市全体では計591件、第二農業委員会分は282件で、中区が30件、瀬戸地区を除く東区が211件、瀬戸地区が41件です。面積は、ご覧のとおりです。

以上の計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会では原案どおり承認意見となっています。

以上です。

議長
議員
議長

ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

ありません。

それでは、申請等(3)、(4)、(5)、(6)の岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定については、原案のとおり決定とします。

次に、申請等(7)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届け出について、事務局から説明をお願いします。

浦上主査

8ページ1番から5番までの5件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類はすべて所有権で、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望はありません。

各地区協議会では、すべて受理意見となっています。以上です。

議長
議員
議長

ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

ありません。

それでは、申請等(7)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届け出について、1番から5番までの5件を受理と決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

浦上主査 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届については、９ページ
１番から４番までの４件で、転用目的は、敷地拡張１件、建売住宅１件、共同住宅
１件、露天駐車場１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届については、１０ペー
ジ１番から４までの４件で、転用目的は、宅地１件、戸建分譲事業用地１件、一戸
建住宅１件、自己専用住宅１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、１１ペ
ージ１番から４番までの４件です。解約理由は、転用目的が２件、耕作目的が２件
で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地改良届については、１２ページ１番、２番の２件です。２番は現在
の利用状況に合わせるための是正です。内容は普通野菜畑１件、普通野菜畑と果樹
園１件です。以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら、以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。
続きまして第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第２号議案について資料に従い説明。

（１）農地利用最適化推進委員の委嘱について（報告）

（２）利用権設定について（旧農業経営基盤強化促進法による農地の貸借）

（３）農用地除外の流れについて（農用地除外申出～農地転用許可）

（４）岡山市表彰〔１１月３日（金・祝）〕の受賞者について

議長 第２号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委
員の方から何かご意見はありませんか。

全員 ありません。

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

最後に何かご意見等がありますか。

全員 ありません。

岸本職務 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。

代理者 本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議あり
がとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前１０時３３分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員